

「もういちど 選挙に行きたい」

～公職選挙法11条1項1号の削除を！～

福島瑞穂（ふくしまみずほ）【社民党】

控訴するなということと、違憲判決が出た以上、国会がそれを受け止めて、超党派で、できれば全会一致で一刻も早く公職選挙改正が実現するように、全力で頑張ります。



大口善徳（おおぐちよしのり）【公明党】

成年後見促進法PTの座長。

原告、弁護団の発想豊かな戦いで東京地裁で違憲判決を勝ち取られたことに敬意を表したい。公明党では昨年1月に成年後見の改正の法案骨子を作った。残存能力を十分発揮できるように考えているが、その中でも最も重要なのが選挙権・被選挙権と位置づけている。今回、違憲判決を勝ち取られたことで、井上幹事長が、公選法改正すべきだと政府幹事長会で発言し、石破自民党幹事長も「権利の制限を見直さないといけない」と賛同した。28日に控訴期限を迎えるが控訴しないようにということも委員会を通じて主張していきたい。みなさんの努力に立法府がこたえなければならない。

谷合正明（たにあいまさあき）【公明党】

思い起こせば2年前、シンポに参加して名兒耶さんが提訴されると聞き、委員会で取り上げ質問をした。憲法審査会でも取り上げてきた。

司法判断がないと国会が動かないことは申し訳ないと思っている。控訴断念を木曜日の内閣委員会で官房長官に質問しようと思っている。



井上哲士（いのうえさとし）【共産党】

名兒耶さんの勇気ある提訴、弁護団、支援者の方の努力で勝ち取られた今回の判決は、結論もすばらしいが、中身の濃い、哲学のある、暖かさにあふれた判決だった。

昨日柴山総務副大臣に 控訴するなといい、明後日、法務委員会があるので谷垣法務大臣にも伝える。訴訟に関わる立場の者に聞くと「普通は控訴をするし、他の地方裁判所はこちらの言い分を聞いてくれるかも知れない」などと言っていた。しかし、今回の判決は一審だが内容的には大変重い。2年前に質問したとき当時の法務大臣も「後見の能力と選挙能力は別」と答えた。明確な判断がでている。

判決は最近の国会の動きを見た判決になっているし、なにより国民の賛同を得ている。国がメンツにこだわって控訴すべきではない。政党間の動きを見つつ、まずは控訴するなと訴えます。今度の選挙で3人いっしょにいけるように。



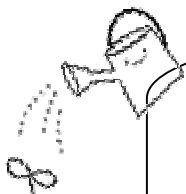
小林七郎（日弁連人権擁護委員会委員長）

この判決は「画期的」ではなくあたりまえの判断。でも、当たり前の判断をえることが非常に大変なこと。尽力された結果だと思う。2005年に日弁連が行った後見制度の改革提言の中でも選挙権問題を取り上げていた。だから、今回の人権救済申立の結論を判決前に出して、裁判の後押しをしたと思った。おめでとうございます。



泉房穂（明石市長）

弁護士で社会福祉士。国会議員を経て市長をしている。選挙権の問題は理不尽だと思っていた。国会議員だった9年前法務委員会でも選挙権の問題は取り上げていたが、申し訳でない。地方でできることはないかと考えている。自治体で作る条例は、「法律の範囲内」で作ることになっているが、ちゃんとした法律が前提であるから、条例で選挙権を行使できるのではないかという思いもある。また、選挙権の総合的なサポート体制を考えていきたい。



公明党ヒアリング

（院内集会と同時に別室で実施 30分）

※北側一雄、高木美智代議員ら10名の議員による聞き取り。

1. この問題についての弁護団の意見を求められ、杉浦弁護士が話す。
2. 名児耶匠さんとご両親が発言。
3. 支援の団体として、全日本育成会北原理事長が発言。

北側一雄法務委員会委員長の発言

立法府にいるものとしてお詫びをしなければならない。このような法律が残っていたことに気づけなかった。見直すべきであったと思った。今この裁判をきっかけに、その結論を尊重して最終解決できるようにしないといけない。

国が控訴しないように、全力を挙げていく。

匠さんの政治的？発言

杉浦弁護士が「以前、インタビューで『投票する人を決めて行くの？』と聞いたら『公明党』って答えて下さったんですよ」と匠さんを紹介すると、

匠さんが、「公明党だけじゃなくて自民党もいいです」と答えた。

「公明自民の幹事長が法改正確認」の情報が流れた昨今の情勢の中でのこの発言。議員さんたちは一同、「こりゃ〜、政治的な発言だわ〜」と笑いにつつまれた。

